附則第三条の二の十を削る。

附則第三条の二の十一の見出し及び同条第一項中「附則第七条第九項」を「附則第七条第六項」に改め、同条第二項中「附則第七条第十一項」を「附則第七条第八項」に改め、同条を附則第三条の二の七とする。

附則第三条の二の十二の見出し及び同条第一項中「附則第七条第十二項」を「附則第七条第九項」に改め、同条第二項中「附則第七条第十二項第三号」を「附則第七条第九項第三号」に、「附則第三条の二の十四第二項」を「附則第三条の二の十第二項」に改め、同条を附則第三条の二の八とする。

附則第三条の二の十三（見出しを含む。）中「附則第七条第十三項」を「附則第七条第十項」に改め、同条を附則第三条の二の九とする。

附則第三条の二の十四の見出し及び同条第一項中「附則第七条第十四項」を「附則第七条第十一項」に改め、同条第二項中「附則第七条第十四項第三号」を「附則第七条第十一項第三号」に、「附則第三条の二の十二第二項各号」を「附則第三条の二の八第二項各号」に、「附則第三条の二の十二第二項第二号」を「附則第三条の二の八第二項第二号」に改め、同条を附則第三条の二の十とする。

附則第三条の二の十五（見出しを含む。）中「附則第七条第十八項第二号」を「附則第七条第十四項第二号」に改め、同条を附則第三条の二の十一とする。

附則第三条の二の十六（見出しを含む。）中「附則第七条第十八項第三号」を「附則第七条第十四項第三号」に改め、同条を附則第三条の二の十二とする。

附則第三条の二の十七及び第三条の二の十八を削る。

附則第三条の二の十九の見出し及び同条第一項中「附則第十一条第二十項」を「附則第十一条第十二項」に改め、同条第二項及び第三項中「附則第七条第二十三項」を「附則第七条第十五項」に改め、同条を附則第三条の二の十三とする。

附則第三条の二の二十（見出しを含む。）中「附則第七条第二十五項」を「附則第七条第十七項」に改め、同条を附則第三条の二の十四とする。

附則第三条の二の二十一（見出しを含む。）中「附則第七条第二十七項」を「附則第七条第十九項」に改め、同条を附則第三条の二の十五とする。

附則第三条の二の二十二の見出し中「附則第七条第三十項」を「附則第七条第二十一項」に改め、同条第一項中「附則第七条第三十項第一号」を「附則第七条第二十一項第一号」に改め、同条第二項中「附則第七条第三十項第二号」を「附則第七条第二十一項第二号」に改め、同条を附則第三条の二の十六とする。

附則第三条の二の二十三（見出しを含む。）中「附則第七条第三十一項」を「附則第七条第二十二項」に改め、同条を附則第三条の二の十七とする。

附則第三条の二の二十四（見出しを含む。）中「附則第七条第三十三項第十二号」を「附則第七条第二十四項第九号」に改め、同条を附則第三条の二の十八とする。

附則第三条の二の二十五（見出しを含む。）中「附則第十一条第三十一項」を「附則第十一条第二十一項」に改め、同条を附則第三条の二の十九とする。

附則第三条の二の二十六（見出しを含む。）中「附則第七条第三十五項」を「附則第七条第二十五項」に改め、同条を附則第三条の二の二十とする。

附則第三条の二の二十七を附則第三条の二の二十一とする。

附則第四条の四の見出し中「バス等」を「バス」に改め、同条第一項中「車両購入費補助金」を「車両購入に係る補助」に改め、同条第二項から第二十八項までを削る。

附則第四条の六第一項中「附則第十二条の二の四第二項」を「附則第十二条の二の七第二項」に改め、同条を附則第四条の八とする。

附則第四条の五第十五項及び第十六項中「附則第十二条の二の四第二項」を「附則第十二条の二の七第二項」に改め、同条第十七項中「附則第十二条の二の四第四項」を「附則第十二条の二の七第四項」に、「同法附則第十二条の二の四第二項」を「法附則第十二条の二の七第二項」に、「同法附則第十二条の二の四第一項」を「法附則第十二条の二の七第一項」に改め、同条を附則第四条の七とする。

附則第四条の四の次に次の二条を加える。

（法附則第十二条の二の三第三項第一号の軽油自動車等）

第四条の五　法附則第十二条の二の三第三項第一号に規定する総務省令で定める軽油自動車は、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号。以下この条において「適用関係告示」という。）第二十八条第百二十五項第一号に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、その他の自動車排出ガスに係る国土交通大臣が定める基準（以下この条及び次条において「特定基準」という。）に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二　自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成十六年国土交通省告示第六十一号。以下この条及び次条において「実施要領」という。）第三条各号に掲げる基準のいずれかに適合すること（当該自動車に係る道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第五十八条に規定する自動車検査証（以下この条及び次条において「自動車検査証」という。）に当該自動車が平成二十七年度燃費基準達成車であることが記載されている自動車に限る。）。

2　法附則第十二条の二の三第三項第一号イに規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、適用関係告示第二十八条第百二十五項第一号の基準とする。

3　法附則第十二条の二の三第三項第一号ハに規定するエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率とする。

一　エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）第二十一条第一号に掲げる乗用自動車　乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成十九年経済産業省・国土交通省告示第四号）に定める基準エネルギー消費効率

二　エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第二十一条第八号に掲げる貨物自動車　貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成十九年経済産業省・国土交通省告示第五号）に定める基準エネルギー消費効率

4　法附則第十二条の二の三第四項に規定する電気を動力源とする自動車で総務省令で定めるものは、電気を動力源とする自動車で内燃機関を有するもの以外の自動車とする。

5　法附則第十二条の二の三第五項に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる自動車で当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されているもの（可燃性天然ガス以外の燃料が併記されているものを除く。）とする。

6　法附則第十二条の二の三第五項第一号に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、適用関係告示第二十八条第百二項の基準若しくは同条第百八項の基準又は道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下この条及び次条において「細目告示」という。）第四十一条第一項第三号の基準（粒子状物質に係る部分を除く。）とする。

7　法附則第十二条の二の三第五項第一号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので総務省令で定めるものは、当該自動車に係る窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車については同号の表のイに掲げる値、同号の表のロに掲げる自動車については同号の表のロに掲げる値、同号の表のハに掲げる自動車については同号の表のハに掲げる値、同号の表のニに掲げる自動車については同号の表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している自動車とする。